

福島第一原子力発電所外の広範囲に汚染された地域の除染に関する

国際ミッションの最終報告書（平成 23 年 10 月 IAEA）（仮訳）（抜粋）

助言

ポイント 1：除染戦略に係わる日本の当局は、被ばく量低減を確保するため、除染措置の純益に影響を及ぼす諸要素を慎重にバランスさせることが奨励される。日本の当局は、被ばく量の低減に効果的に寄与し得ない、過剰に安全側に立った考え方を回避することが奨励される。この目標は、現状において「正当化の原則」及び「最適化の原則」1の現実的な実施を通して達成することができる。より多くの放射線防護専門家（及び規制機関）を、政策決定者を補佐する組織的な構造において関与させることが、この目的の達成にとって有益かもしれない。IAEAは、新しい、適切な基準の検討に当たって、日本を支援する用意がある。

ポイント 2：日本政府と地方自治体との各組織構造間のより恒常的な連絡窓口の設置を通じ、主要な当事者間の調整をより強化することを検討することが適当である。

ポイント 3：中央政府及び地方政府は、様々な利害関係者の参画及び協力を引き続き強化することが奨励される。当局は、利害関係者のニーズ及び国内の文化的背景に基づいた、利害関係者を参画させるための戦略及びその実施方法を更に発展させる過程において、適当な大学及び/又は学界の関与を強化してもよいと思われる。

ポイント 4：「計画的避難地域」へのアクセスは、自由であり、標示がないものとなっている。チームは、公衆がこれらの地域に出入りする際のための、ルートにおける適切なしるし/標示を示し、及び、簡単な指示を与えることを検討するよう慫慂する。これらのしるし/標示は、公衆に知らせ、個人の不要な被ばくを回避する上で重要なツールと考えられる。

ポイント 5：特別な放射線防護措置を是認するような被ばくを引き起こさない廃棄物を「放射性廃棄物」と分類しないようにすることが重要である。チームは、各当局に対し、関連する被ばくに関し、現実的かつ信頼できる限度（クリアランス・レベル）を確立するという点につき再考するよう慫慂する。クリアランス・レベルを満たす残余物は、建物、堤防、道路の建設等の様々な方策にリサイクルし又は再利用することができる。IAEAは、日本が新規の適切な基準について検討することに対して支援する用意がある。

ポイント6：チームは、仮に人々が、被ばく線量よりも、専ら又は主に汚染濃度のみを懸念した場合に生じ得る誤解の潜在的な危険性についての当局の注意を喚起する。森林地域及び追加的放射線量が比較的低い地域のようなあらゆる場所から一定の値（いわゆる最適化値）を超える汚染を除去するための時間及び努力の投資は、人々の被ばく線量の低下に自動的につながる訳ではない。また、これは、大量の残余物質を不必要に発生させるリスクを含む。チームは、当局が、人々の被ばく線量を低下させる上で最善の結果をもたらす除染活動に集中するよう慫慂する。

ポイント7：収集されたデータの管理は、データ管理計画において正確に説明されるべきである。

ポイント8：農地の除染に関し、チームは、IAEAにより発表されたデータ及び要素並びに実証現場から得られた結果を考慮に入れることにより、次の作付期には、安全側に立った考え方（例えば、土壌から作物への放射性セシウムの移行の指標における安全側に立った考え方）を軽減する余地があると考えます。

IAEAは、日本が新規のより適切な基準を検討することに対して支援する用意がある。

ポイント9：都市部における廃棄物に関し、チームは、明らかに、大半の物質の放射線量は非常に低いとの見解である。IAEAの安全基準を考慮し、安全評価に従い、この物質は、一時的な及び／又は中間貯蔵なしに除染されてもよい。産業廃棄物には、自治体の既存のインフラを活用することが効率的である。IAEAは、日本が新規の適切な基準を検討することに対して支援する用意がある。

ポイント10：森林地域の除染に多くの時間と努力を投資する前に、そのような活動が公衆の被ばく線量の低下につながるかどうかを示すべく安全評価が行われるべきである。もし行われないのであれば、取組はより多くの利点がある地域に集中されるべきである。この安全評価は、実証試験の結果を活用すべきである。

ポイント11：ミッションは、日本の当局に対し、淡水及び海洋システムの有効なモニタリングを継続するよう慫慂する。

ポイント12：ミッションチームは、利害関係者と緊密に協力しつつ、廃棄物の適切な最終処分地を積極的に追求するよう慫慂する。中央政府及び地方政府は、これらの施設の整備を確保するために努力すべきである。そのようなインフラの欠如は、除染活動の成功を不当に限定し、損ない、潜在的に公衆の健康と安全を危うくし得る。